

釧路市生涯学習センターの使用承認等に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、釧路市生涯学習センター条例（平成4年釧路市条例第16号。以下「条例」という。）及び釧路市生涯学習センター条例施行規則（平成4年釧路市規則第46号。以下「規則」という。）の規定に基づく釧路市生涯学習センターの使用承認等に関し必要な事項について定めるものとする。

(使用申請の受付開始日)

第2条 使用申請の受付に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 大ホール、市民展示ホール、多目的ホール（以下「大ホール等」という。）の使用申請の受付開始は、使用日の12か月前にあたる日の属する月の初日とする。
- (2) 学習室、音楽スタジオ及びその他の施設（市立美術館を除く。）の使用申請の受付開始は、使用日の3か月前にあたる日の属する月の初日とする。ただし、大ホール等と併用する場合は、大ホール等の使用申請の受け付けと同様とする。
- (3) 大ホール等をリハーサルのために使用する場合は使用申請の受け付けは、リハーサルの1か月前にあたる日の属する月の初日とする。ただし、管理その他の理由により、舞台、照明及び音響等の事前調整を必要とするときは、この規定にかかわらず受け付けすることができる。
- (4) 条例第6条第1項ただし書の規定により使用する場合及び次に掲げる場合は、前各号の規定にかかわらず受け付けすることができる。

ア 国又は地方公共団体が主催する事業

イ 参集者の範囲が全国的又は全道的な規模にわたる事業（釧路市で毎年実施するものを除く。）

ウ 相当長期の準備期間を必要と認められる事業

- (5) 使用申請の受付開始日が休館日の場合は、翌開館日とする。
- (6) 市立美術館の使用承認に関する運用基準は、別に定める。

(使用申請の受付順位)

第3条 使用申請の受付順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第4号の規定により使用するとき。
- (2) 市民文化、芸術の振興及び教養と福祉の向上を目的とする、サークル、団体及び個人が使用する場合であって、次に掲げる要件の一に該当するとき。

ア 市の公共施設にサークル、地元文化団体の登録をしているもの

イ 営利を目的としないサークル、地元文化団体等で、自主的に発表会や学習等の活動を行い、会則の規定、会員登録及び予算、決算が適確に行われているもの

ウ 使用内容が、施設の設置目的に合致し、営利を目的としない個人

(3) その他の団体及び個人

(同順位者の受付)

第4条 受付開始日の午前9時から午前9時30分までの間に来館した使用申込者で、前条の規定による同一要件を備えた者の使用希望が二人以上あるときは、抽選により決定する。

2 抽選により得た権利を譲渡してはならない。

(使用変更の承認)

第5条 規則第3条第4項の規定により、施設の使用変更を承認する場合は、次に掲げる要件を備えたもので、相当の理由があると認めた場合とする。

(1) 使用日前に申し出があったこと。

(2) 使用者及び使用目的が同一であること。

(3) 変更後の使用日が受付期間内であること。

(4) 使用時間数に著しい差異がないこと。

(5) 施設(室)の規模と性格が同類であること。

(使用承認期間)

第6条 規則第4条第1項各号に掲げる期間には、休館日を含むものとする。

(割増使用料)

第7条 規則第7条第1項の規定に該当する場合において、入場料等の額に段階があるときは、その最高額が属する区分を適用するものとする。

2 条例別表備考第3号の規定による「営利を目的とする行事等」とは、会社又は営利行為を目的とした団体若しくは個人(以下「会社等」という。)が、本来の業務及び宣伝につながる内容で使用するものをいう。この場合、料金の徴収の有無及び行為の直接又は間接を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 会社等が催すもので、一般市民に参加又は鑑賞の機会が公平に公開され、かつ、入場料、会費、参加料及びその他名称のいかんを問わず、これに類するものを徴しない芸術文化行事で、過度な宣伝行為を伴わないもの

(2) 会社等が催すもので、雇用関係及びこれに類する関係にある者を対象として行うもの

(3) 会社等の職員採用に関するもの

(4) 前各号に定めるもののほか、特に認めるもの

3 営利を目的とする行事等で、複数の施設（室）を使用する場合は、主目的に使用する施設（室）に限り、条例別表備考第3項の規定を適用する。

(使用料の減免)

第8条 規則第9条第1項第1号の規定により使用料を減免する場合は、以下のとおりとする。

(1) 指定管理者が市、教育委員会（以下、「市等」という。）と共催して、生涯学習及び文化芸術の振興を目的とした事業を実施する場合、使用料を免除する。

(2) 市等、又は指定管理者と共催して行う条例第3条に掲げる事業で、実行委員会等が組織され、市等、又は指定管理者が運営に深くかかわる場合、その都度免除又は減額の決定をする。ただし、減額の場合の割合は5割を限度とし、釧路市民文化会館使用料減免に関する運用基準の地域文化振興に係る事業の場合を適用する。

2 規則第9条第1項第2号の規定により使用料を減免する場合は、その必要を特に認めた場合とし、その都度、免除又は減額の決定をする。ただし、減額の場合の割合は5割を限度とし、釧路市民文化会館使用料減免に関する運用基準の市内の学校等に係る事業の場合を適用する。

(使用料の後納)

第9条 規則第10条第1号の規定により、使用料を後納する場合の納付期限は、使用日当日とする。

2 規則第10条第2号の規定による「官公署等」とは、国又は地方公共団体及びこれらの外郭団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 国又は地方公共団体の職員が従事しているもの

(2) 事務局に国又は地方公共団体の職員が従事しているもの

附則

1 この運用基準は、平成17年10月11日から施行する。

この運用基準は、平成24年 4月 1日から施行する。

この運用基準は、平成26年11月 1日から施行する。